

第1回筑波大学交通安全会理事会会次第

1. 日時 平成14年2月27日(水) 17時30分～
2. 場所 本部管理棟6階第2会議室
3. 議事

(審議事項)

- (1) 筑波大学筑波地区構内駐車場の交通整理等に関する覚書について
- (2) 平成14年度筑波大学交通安全会事業計画について
- (3) 交通安全会入会手続の方法等について
- (4) 会則第9条に規定する理事の選出に関する申合せについて
- (5) 交通整理等業務委託契約について
- (6) 常習違反車両に対する移動排除の取扱いについて
- (7) 平成13年度交通安全会決算の概要について

(報告事項)

- (1) 筑波大学交通安全会の設立認可について
- (2) 交通安全会監事について
- (3) 平成14年度交通安全会収支見込みについて
- (4) 筑波大学学内交通規制実施要項等の改正について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) 交通安全会事務局について

(配付資料)

- | | |
|--|-------|
| (1) 筑波大学交通安全会会則 | 資料1 |
| (2) 筑波大学筑波地区構内駐車場の交通整理等に関する覚書(案) | 資料2 |
| (3) 平成14年度筑波大学交通安全会事業計画(案) | 資料3 |
| (4) 交通安全会入会手続の方法等について(案) | 資料4-1 |
| (5) 夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費について(案) | 資料4-2 |
| (6) 会則第9条に規定する理事の選出に関する申合せについて(案) | 資料5 |
| (7) 交通整理等業務委託契約の概要について(案) | 資料6 |
| (8) 常習違反車両に対する移動排除の取扱いについて(案) | 資料7 |
| (9) 平成13年度交通安全会決算の概要について(案) | 資料8 |
| (10) 筑波大学交通安全会の設立について | 資料9 |
| (11) 交通安全会監事について | 資料10 |
| (12) 平成14年度交通安全会収支見込みについて(案) | 資料11 |
| (13) 筑波大学学内交通規制実施要項新旧対照表(案)等 | 資料12 |
| (14) 今後のスケジュールについて(案) | 資料13 |
| (15) 交通安全会事務局について | 資料14 |
| (16) 筑波大学交通安全会役員名簿 | 参考資料1 |
| (17) 筑波大学交通安全会発起人会議事録 | 参考資料2 |

筑波大学交通安全会会則

(名称)

第1条 本会は、筑波大学交通安全会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、筑波大学（茨城県つくば市天王台1丁目1番1）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、筑波大学（筑波大学医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）の筑波地区構内における駐車場（公用駐車場及び患者用駐車場を除く。以下「駐車場」という。）を利用する本学の学生、教員及び事務職員等並びに関係者（以下「学生及び職員等」という。）で組織し、駐車場の安全確保及び交通環境の整備等を主体的に行うことにより、駐車場の円滑な運用を図るとともに、交通秩序を保持することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 駐車場の安全確保、料金徴収等の整理事業
- (2) 駐車場内に係る交通環境の整備事業
- (3) 会員への交通安全普及事業
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本学から駐車証の交付を受けた学生及び職員等とし、所定の入会手続を行った者とする。

2 入会手続の方法等については、別に定める。

3 会員は、学生及び職員等でなくなった場合又は駐車場の利用を要せず駐車証を本学へ返却した場合に、その資格を喪失する。

(会費)

第6条 会員は、次のとおり会費を納めるものとする。

- (1) ゲート設置の駐車場を利用する会員 年10,800円
- (2) 指定駐車場を利用する会員 年6,000円
- (3) 一般駐車場を利用する会員 年4,800円

2 前項の駐車場を夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、身体障害者については、無料とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 理事
- (3) 監事

(会長)

第8条 会長は、筑波大学の学生生活担当の副学長をもって充てる。

2 会長は、本会の会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する理事がその会務を代行する。

(理事)

第9条 理事は、本会の会務を掌理する。

2 理事は、次に掲げる者とする。

- (1) 教員である会員から選出された者 8人
- (2) 事務職員等である会員から選出された者 4人
- (3) 学生である会員から選出された者 5人

- (4) 学生担当教官室長
- (5) 学生生活審議会から選出された者 1人
- (6) 施設委員会から選出された者 1人
- (7) 交通安全対策委員会から選出された者 1人
- (8) その他理事会が必要と認めた者 若干人

(監事)

第10条 本会の会計及び会務執行の状況を監査するため、監事を置き、会長が次のとおりそれぞれ1人を指名する。

- (1) 教員である会員
- (2) 事務職員等である会員
- (3) 学生である会員

(役員任期)

第11条 理事(第9条第2項第4号の理事を除く。)及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の始期及び終期は、会計年度と同一とする。
- 3 第1項の役員は、任期が満了した場合において、新たに役員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行うものとする。
- 4 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第12条 本会に会長及び理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 会長は、理事会を招集し、その議長となる。
- 3 会長は、理事会の3分の1以上の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(審議事項)

第13条 理事会は、本会に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営に関する基本事項
- (2) 事業の運営方法、整理業務等に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 業務委託に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(議事)

第14条 理事会は、理事会構成員総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第15条 本会に会員で構成する総会を置き、各年度の本会の運営状況及び決算について報告を受けるものとする。

- 2 会長は、理事会の議を経て、総会を招集することができる。ただし、総会を開きたい場合は、理事会がこれに代わることができるものとする。この場合、会長は、その結果を広報刊行物への掲載その他の手段により会員に報告するものとする。

(業務委託)

第16条 第4条に規定する事業については、その業務を委託することができる。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、会費、預金利子等をもって充てる。
- 3 本会の経費は、会長が管理する。

(決算)

第18条 本会の決算書は、監事の監査を受け、会計年度ごとに作成されなければならない。

(事業報告)

第19条 本会は、事業の運営状況及び決算について、年度ごとに本学の学長に報告しなければならない。

(事務局)

第20条 本会に、本会の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

(細目)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成14年1月25日から施行する。

2 第9条第2項第1号から第3号の理事は、本会の設立当初において、会長が指名する者をもって充てることができる。

3 本会の最初の役員の任期は、第11条第2項の規定にかかわらず、この会則施行の日から平成14年3月31日までとする。

4 本会の最初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、この会則施行の日から平成14年3月31日までとする。

筑波大学筑波地区構内駐車場の交通整理に関する覚書（案）

筑波大学長 北原保雄（以下「甲」という。）と筑波大学交通安全会会長 富江伸治（以下「乙」という。）は、筑波地区における構内駐車場（公用駐車場及び患者用駐車場を除く。以下「駐車場」という。）において、入出車の交通整理及び違反車両取締等の業務（以下「入出車整理業務」という。）を行うため、この覚書を取り交わすものとする。

（整理業務）

第1条 乙は、入出車整理業務に必要な事項を定め、甲の承認を得て、入出車整理業務を行うものとする。

（業務委託）

第2条 乙は、入出車整理業務を第三者に委託して行う場合には、事前に甲の了解を得るものとする。

（施設・設備の維持管理）

第3条 乙は、筑波大学から提供される別紙の施設・設備・物品（以下「施設等」という。）を利用し、入出車整理業務を行うものとする。

2 乙は、施設等の維持管理に努めるものとし、その責に帰する事由により、施設等を滅失又はき損したときは、原状に回復しなければならない。

（入出車整理料金）

第4条 乙は、駐車場を利用して入出車する者から、入出車整理業務に必要な費用を会費として徴収することができるものとし、この会費は入出車整理業務に要する最低限度の経費相当額とするものとする。

2 乙は、前項の会費を定める場合には、あらかじめ甲の承認を得るものとし、改定する場合も同様とする。

（故障等）

第5条 乙は、駐車場に設置された施設等に故障等不測の事態が生じた場合には、緊急に対応し、復旧しなければならない。

2 前項の対応について業務に支障が生じるおそれがある場合には、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

（会計年度）

第6条 入出車整理業務に関する会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、最初の会計年度は、本覚書締結日から平成14年3月31日までとする。

(余剰金)

第7条 徴収した会費に余剰金が生じたときは、駐車場の交通環境の整備等のための費用に充てるものとする。

2 乙は、前項の整備等を行う場合には、甲の承認を得るものとする。

(事業報告等)

第8条 乙は、入出車整理業務に関する運営状況及び決算について、毎年度定期に甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の運営状況及び決算について、必要に応じて監査することができるものとする。

(入出車整理業務の変更)

第9条 甲は、管理運営上必要と認めたときは、入出車整理業務の変更を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、前項の入出車整理業務の変更について、必要に応じて甲に申し出ることができるものとする。

(協議)

第10条 乙は、筑波大学交通安全会の会則等について変更する場合には、事前に甲と協議するものとする。

2 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じた場合には、甲と乙が協議して定めるものとする。

甲と乙は、上記を証するため、この覚書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成14年2月 日

甲 筑波大学長 北原保雄 印

乙 筑波大学交通安全会会長 富江伸治 印

別紙

筑波大学筑波地区構内駐車場の交通整理等に伴い提供される施設等

1. 施設

名 称	場 所
管 理 室	本部棟 1階

2. 設備

品 名	設 置 場 所
駐車場ゲートシステム 3式	第三学群駐車場
駐車場ゲートシステム 1式	松見口駐車場

3. 物品

品 名	設 置 場 所
磁気カード書込機 1台	本部棟 1階
コピー機（FAX等付）1台	本部棟 1階
パソコン 2台	本部棟 1階
事務用机 2台	本部棟 1階
事務用椅子 2脚	本部棟 1階
書棚 2台	本部棟 1階
会議用テーブル 1台	本部棟 1階
会議用椅子 4脚	本部棟 1階
ソファー 1式	本部棟 1階

平成14年度筑波大学交通安全会事業計画（案）

1 交通安全会への入会及び会費徴収に係る事業

会則第4条第1号に規定する駐車場の料金徴収等のため、交通安全会への入会及び会費徴収の事業を行う。

(1) 対象となる駐車場

ゲート設置駐車場	1,320台
指定駐車場	2,726台
一般駐車場	1,806台
計	5,852台

(2) 対象となる学生、教員、事務職員等、関係者

対象となる学生人数	約2,600人（うち宿舎居住学生731人を含む）
対象となる教員、事務職員等人数	約3,640人
対象となる関係者	約160人
計	約6,400人

(3) 入会手続き方法について

「筑波大学交通安全会における入会手続の方法等の取扱いについて」により行う。

(4) 会費徴収方法について

1ヶ月以上の会員については、原則として郵便局への振込書による入金により行う。

1ヶ月未満の会員については、交通安全会事務局において現金徴収により行う。

2 交通整理及び違反車両取締りに係る事業

会則第4条第1号に規定する駐車場の安全確保のため、交通整理及び違反車両の取り締まり事業を行う。

(1) 事業の体制

8:30～17:00	4名（パトロール車2台による）
17:00～1:00	2名（パトロール車1台による）

(2) 事業の実施

「筑波大学交通安全会の違反車両取扱マニュアル」により実施する。

3 交通安全普及に係る事業

会則第4条第3号に規定する交通安全普及のため、交通安全に係るパンフレット等を作成し、会員に配布する。

筑波大学交通安全会における入会手続の方法等について（案）

〔第1回交通安全会理事会
平成14年2月 日〕

筑波大学交通安全会会則第5条第2項の規定により、入会手続の方法等については次のとおり取扱うものとする。

- 1 次項以外の学生については、次の入会手続の方法による。

筑波大学「学内交通規制実施要項」及び「学生の自動車通学に係る入構及び駐車について」により駐車証の交付手続を行い、別記様式「筑波大学交通安全会入会申請書」により本会への入会手続を行うものとする。

- 2 学生宿舎に居住する学生については、次の入会手続の方法による。

筑波大学「学内交通規制実施要項」及び「宿舎駐車場における学生宿舎居住学生の自動車の駐車について」により駐車証の交付手続を行い、別記様式「筑波大学交通安全会入会申請書」により本会への入会手続を行うものとする。

- 3 教員、事務職員等については、次の入会手続の方法による。

筑波大学「学内交通規制実施要項」及び「職員等の自動車通勤に係る入構及び駐車について」により駐車証の交付手続を行い、別記様式「筑波大学交通安全会入会申請書」により本会への入会手続を行うものとする。

- 4 本学駐車場を利用する関係者（委託業者等）については、次の入会手続の方法による。

筑波大学「学内交通規制実施要項」により駐車証の交付手続を行い、別記様式「筑波大学交通安全会入会申請書」により本会への入会手続を行うものとする。

払込取扱票

00	宇都宮	口座番号 (右括弧にご記入ください)																	
0	0	3	8	0	0	3	9	0	4	9	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名 筑波大学交通学生会												料	金	特	殊	取	扱		
加入者名	所属	学群 理学部 保健技術短期大学部 学 部 学 系 保健学系										料	金	特	殊	取	扱		
加入者名	フリガナ	* (学生番号) 氏名										学籍番号	* (郵便番号)						
加入者名	氏名	* (郵便番号)										会 費 日	年 月 日						
加入者名	氏名	* (郵便番号)										受付局日附印	□ ()						

左側の*印欄は、払込人において記載してください。

裏面の注意事項をお読みください。(郵政事業庁)(私製承認第94207号)

記載事項を訂正した場合は、その場所に訂正印を押してください。切り取らないで郵便局にお出しください。

払込票 (兼受領証)

口座番号	003800	右括弧にご記入ください																	
0	0	3	8	0	0	3	9	0	4	9	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名 筑波大学交通学生会												料	金	特	殊	取	扱		
加入者名	* (郵便番号)										受付局日附印	□ ()							

払込金受入票

口座番号	003800	右括弧にご記入ください																	
0	0	3	8	0	0	3	9	0	4	9	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名 筑波大学交通学生会												料	金	特	殊	取	扱		
加入者名	* (郵便番号)										受付局日附印	□ ()							

各票の記載事項に間違いのないことをお確かめください。

郵便振替払込金受領証

口座番号	003800	右括弧にご記入ください																	
0	0	3	8	0	0	3	9	0	4	9	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名 筑波大学交通学生会												料	金	特	殊	取	扱		
加入者名	* (郵便番号)										受付局日附印	□ ()							

この受領証は、大切に保存してください。切り取らないで郵便局にお出しください。

(郵政事業庁)

(印)

筑波大学交通安全会における夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは
特定の期間に利用する場合の会費について（案）

〔第1回交通安全会理事会〕
平成14年2月 日

筑波大学交通安全会会則第6条第2項の規定により、夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは
特定の期間に利用する場合の会費については、次のとおり取扱うものとする。

1 夜間、土曜日、日曜日又は祝日に利用する場合の会費について

夜間、土曜日、日曜日又は祝日に利用する場合（以下「夜間等利用」という。）の駐車場は、
当分の間、ゲート設置の駐車場である第三学群地区駐車場とする。

夜間等利用の会費については、期間に応じて次表のとおりとする。

期 間	会 費	パスカード
3ヶ月	900円	600円
6ヶ月	1,800円	600円
1年	3,600円	600円

2 特定の期間に利用する場合の会費について

特定の期間に利用する場合（以下「特定利用」という。）の駐車場は、当分の間、一般駐車場
とする。

特定利用の会費については、期間に応じて次表のとおりとする。

期 間	会 費
日	50円
週	100円
月	400円
学期	1,600円

会則第9条に規定する理事の選出に関する申合せについて（案）

〔第1回交通安全会理事会〕
平成14年2月 日

交通安全会会則第9条に規定する理事の選出については、本会の事業が円滑に運営されるまで当分の間、次のとおり取扱うものとする。

- 1 会則第1項第1号に規定する「学生である会員から選出される者」については、筑波大学全学学類・専門学群代表者会議議長、筑波大学全学学類・専門学群代表者会議厚生委員会委員長、筑波大学博士課程委員会及び修士課程委員会から推薦される研究科の学生並びに筑波大学医療短期大学部全学代表者会議議長の5名をもって充てるものとする。
- 2 会則第1項第2号に規定する「事務職員等である会員から選出される者」については、筑波大学総務部長、経理部長、学生部長及び施設部長の4名をもって充てるものとする。
- 3 会則第1項第3号に規定する「教員である会員から選出される者」については、筑波大学第一学群長、筑波大学第二学群長、筑波大学第三学群長、筑波大学医学専門学群長、筑波大学体育専門学群長、筑波大学芸術専門学群長、筑波大学附属病院長及び筑波大学医療短期大学部部長の8名をもって充てるものとする。

御 見 積 書

平成14年 1月11日

筑波大学 安全会 御中

株式会社ライオンズサン
セキュリティサービス
茨 城 支 社
TEL: 0298-25-7015
FAX: 0298-25-7017

下記の通り御見積もり致します。

記

◎警備料金 金 ￥ 17,850,000

◎警備対象 物件名 大学構内各駐車場

区 分	担 当 時 間	POST 及び配置人員	単価及び摘要
常駐警備 (構内車両取締り 業務)	平成14年4月1日より 平成15年3月31日まで 08:30~17:00 17:00~01:00 (待機時間含む) ※年末年始/土日祝祭 日を除く245日間	4 P O S T / 4 名	・ 警備料金 (日勤) @ ¥1,250 × 8.5h = 10,625 10,625 / 日 × 4名 = 42,500 (夜勤) @ ¥1,250 × 8.0h = 10,000 10,000 / 日 × 2名 = 20,000 ・ 車両及び諸経費 ¥2,537,500
	2 P O S T / 2 名		

◎消費税 上記警備料金の他5%の消費税を申し受けます。

◎支払方法 当社銀行口座にお振込み願います。

見積有効期限 3ヶ月

責任者	顧 問	担当者
(印)	(印)	(印)

交通整理等業務委託契約の概要について（案）

交通安全会会則第16条に規定される業務委託については、交通安全会が委託業者に次の事項により契約するものとする。

- 1 筑波地区構内駐車場における交通整理及び違反取締業務（以下「整理業務」という。）を委託するものとする。
- 2 仕様書を作成し、以下の内容により整理業務を行わせるものとする。
 - 1) 契約期間及び更新に関する事。平成14年度のみ5月1日から翌年3月31日までとし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 2) 整理業務に必要なパトロール車等は委託業者が用意すること。
 - 3) 解約解除ができること。
 - 4) 異議申立てや損害賠償に関する事。
- 3 委託契約に係る必要経費については、17,180,000円（税込み、別紙見積書参照）を予定していること。
- 4 契約執行については、筑波大学が警備業務契約の締結を行った同一の業者と随意契約するものとする。

常習違反車両に対する移動排除の取扱いについて(案)

構内の適正な交通環境を確保するため、以下のとおり取扱いを定める。

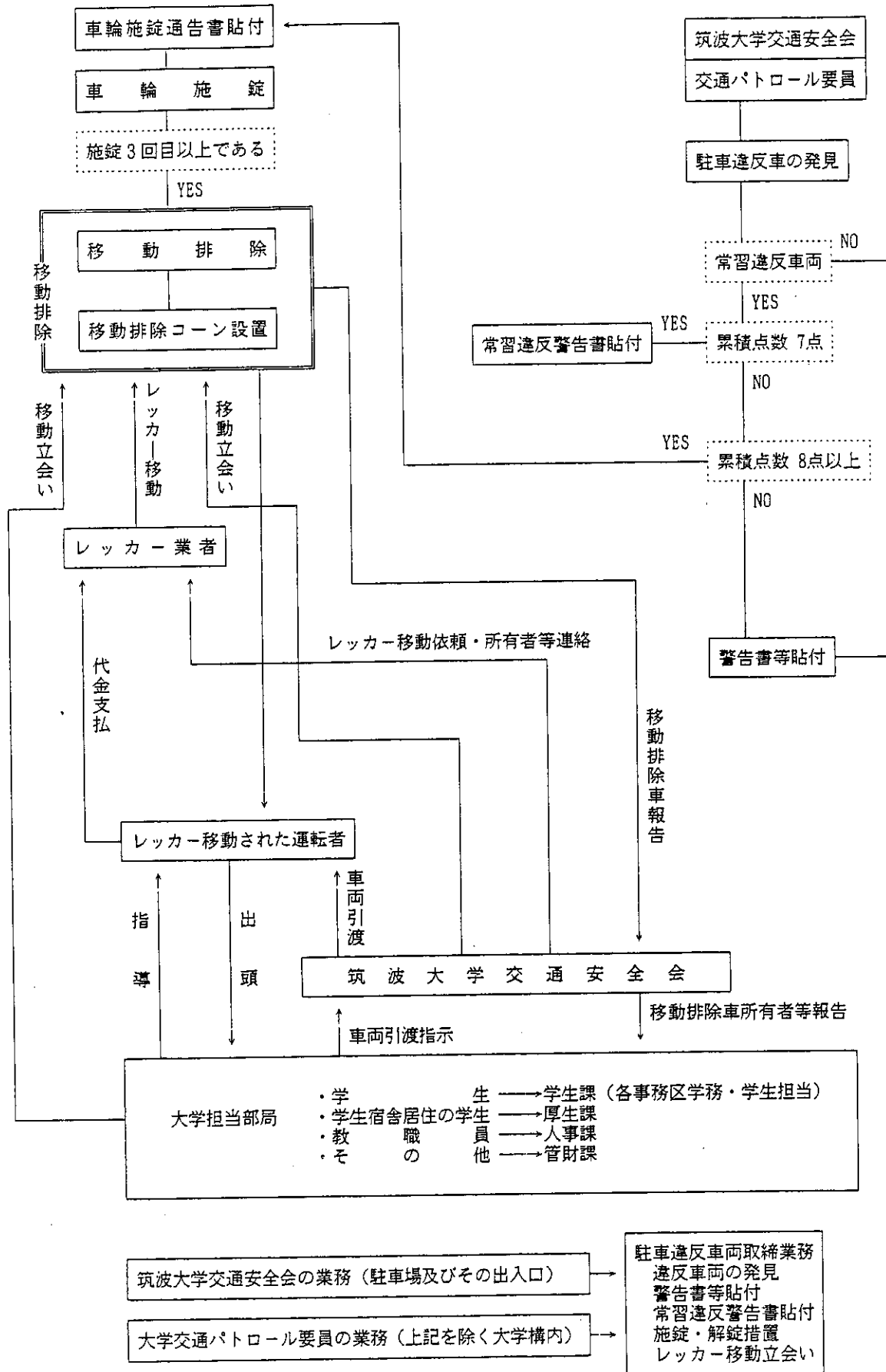
1. 移動排除対象車
悪質な常習違反車両がさらに違反を繰り返し、施錠回数が3回目以上となる場合。
2. 移動排除の方法
 - ① 駐車違反取締りにおいて、上記1に該当する車両を発見した場合には移動排除するものとする。
移動排除は指定のレッカー業者に交通安全会が依頼するものとする。
 - ② レッカー業者は、違反車両を体芸事務区車庫にレッカー移動するものとする。
大学担当部局及び交通安全会は移動排除に立会うものとする。
 - ③ 移動排除をした場合は、違反車両の駐車していた場所に、「移動排除通知」を貼付したカラーコーンを置くものとする。
3. 車両の引取方法
違反車両の所有者等は、大学担当部局に出頭し所定の指導を受け、交通安全会に引取に行くものとする。
4. 代金の支払方法
 - ① 交通安全会は、レッカー業者に違反車両の所有者等の連絡を行うものとする。
 - ② 大学担当部局は、違反車両の所有者等にレッカー代金の支払の指示を行うものとする。

※大学担当部局

担 当 部 局	違 反 者
学 生 課 (各事務区 学務・学生担当)	学 生
厚 生 課	学生宿舎居住の学生
人 事 課	教 職 員
管 財 課	そ の 他

筑波大学構内駐車違反車両取扱いの実施流れ図

交通安全会が行うレッカー移動措置



資料.8

平成13年度交通安全会決算の概要について(案)

会計期間：平成14年2月1日から平成14年3月31日まで

1 収入の部	
雑収入	20,000円(1,000円×17人、3,000円×1人)
合 計	20,000円
2 支出の部	
消耗品費	
会長公印	10,000円
コピー用紙	1,197円
次年度繰越金	8,803円
合 計	20,000円

資料.9

筑大総文書第01-74号

平成14年2月1日

筑波大学交通安全会発起人代表

富江 伸治 殿

筑波大学長

北原 保雄



筑波大学交通安全会の設立について

平成14年1月31日付けで申請があった筑波大学交通安全会の設立を認可する。

なお、別途、筑波地区の構内駐車場における交通整理及び違反取締等の業務については、
本学との間に覚書を締結願います。

筑波大学交通安全会監事について

- 1 会則第10条第1項各号に規定する監事を次のとおり指名する。
 - ・第1号に規定する教員である会員として、学生担当教官室副室長である久田健一郎助教授を充てる。
 - ・第2号に規定する事務職員等である会員として、経理部管財課長である金澤正雄氏を充てる。
 - ・第3号に規定する学生である会員として、全学学類・専門学群代表者会議副議長である新見綾子さんを充てる。
- ※ 会則第8条第3項に規定する会長の会務を代行する理事として、第一学群長である水野建男氏をお願いしたい。

平成14年度交通安全会収支見込みについて(案)

1. 収入の部

項	目	収容台数	利用率	利用数	単価	収入見込額
会 費	松見口ゲート	383	1.1	421	10,800円	4,546,800円
	第三学群ゲート	937	0.95	890	10,800	9,612,000
	教職員	1,995	0.9	1,795	6,000	10,770,000
	学生宿舎	731	1.0	731	6,000	4,386,000
	一般(自由)	1,806	0.8	1,444	4,800	6,931,200
	パスカード料			1,311	600	786,600
	夜間、土日用			50	3,600	180,000
	臨時入構者分			2,000	50	100,000
預金利息						5,000
前年度繰越額						8,803
計		5,852				37,326,403

2. 支出の部

項	目	支出予定額
業務委託費	駐車違反取締等、整理業務 6人	17,180,000円
ゲート維持費	第三 496千円、松見 308千円	804,000
人件費	常勤1名、非常勤1名	6,320,000
	パスカード発行アルバイト2名	200,000
事務費	整理員等控室の什器等	1,000,000
	PDA、ソフトウェア等	1,449,000
消耗品費	許可シール、違反シール等	1,557,000
	パスカード購入費 第三2,000 松見1,000	1,800,000
予備費	松見口ゲート改造費	1,260,000
	ゲート設置準備金等	5,732,403
その他	銀行振込手数料(支払)	24,000
計		37,326,403

筑波大学学内交通規制実施要項新旧対照表 (1/2)

新

旧

<p>昭和51年4月1日制定 (平成 年 月 日改正)</p>	<p>昭和51年4月1日制定 (平成7年10月13日改正)</p>
<p>(目的)</p> <p>1 この要項は、筑波大学及び筑波大学医療技術短期大学部（以下「本学」という。）の筑波地区構内（以下「構内」という。）における自動車等の交通について必要な事項を定め、もって、学内環境の保持及び交通事故の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車 道路交通安全法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第9号に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。</p> <p>(2) 自動車等 法第2条第9号及び第10号に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。</p> <p>(入構・駐車規制)</p> <p>3 学長は、第1項の目的を達するため、必要に応じ、自動車による入構及び駐車を規制することができる。</p> <p>4 第8項から第11項までの規定により駐車証又は入構証（以下「駐車証等」という。）の交付を受けていない者は、自動車で構内に入構し、又は駐車することができない。</p> <p>5 駐車証等の交付を受けた者は、これを自動車の運転席前面の所定の場所に表示しなければならない。</p> <p>(交通規制)</p> <p>6 構内を自動車等で通行する者は、本学が設ける通行区分、速度制限、駐車禁止、進入禁止その他道路標識等及び本学が行う交通整理に従わなければならない。</p> <p>(駐車規制)</p> <p>7 駐車場は、原則として、自動車で入構し、又は駐車する者の用務に応じ、次のとおり区分する。</p> <p>(1) 公用車駐車場：公務で来学する者用</p> <p>(2) 指定駐車場（ゲート付駐車場を含む）：職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）及び学生用</p> <p>(3) 一般駐車場：職員、学生、委託業者及び一般来学者用</p> <p>(4) 宿舍用駐車場：構内に居住する者用</p> <p>(5) 外来者用駐車場：一般来学者用</p> <p>(6) 患者用駐車場：患者、付添者及び面会者用</p> <p>8 次の各号に掲げる者は、あらかじめ駐車証の交付を受け、前項の区分に従い、所定の駐車場に駐車しなければならない。</p> <p>(1) 自動車で本学に通勤する者</p>	<p>(目的)</p> <p>1 この要項は、筑波大学及び筑波大学医療技術短期大学部（以下「本学」という。）の筑波地区構内における自動車等の交通について必要な事項を定め、もって、学内環境の保持及び交通事故の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車 道路交通安全法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第9号に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。</p> <p>(2) 自動車等 法第2条第9号及び第10号に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。</p> <p>(入構規制)</p> <p>3 学長は、第1項の目的を達するため、必要に応じ、自動車による入構を規制することができる。</p> <p>4 第8項から第11項までの規定により駐車証、入構証、臨時入構証、特別通行証又は工事通行証（以下「駐車証等」という。）の交付を受けていない者は、自動車で本学に入構することができない。</p> <p>5 駐車証等の交付を受けた者は、これを自動車の運転席前面の所定の場所に表示しなければならない。</p> <p>(交通規制)</p> <p>6 本学の構内を自動車等で通行する者は、本学が設ける通行区分、速度制限、駐車禁止、進入禁止その他道路標識等及び本学が行う交通整理に従わなければならない。</p> <p>(駐車規制)</p> <p>7 駐車場は、原則として、自動車で入構する者の用務に応じ、次のとおり区分する。</p> <p>(1) 公用車駐車場：公務で来学する者用</p> <p>(2) 職員用駐車場：職員（非常勤職員を含む。）用</p> <p>(3) 自由駐車場：学生、委託業者、一般来学者等用</p> <p>(4) 患者用駐車場：患者、付添者及び面会者用</p> <p>8 次の各号に掲げる者は、あらかじめ駐車証又は入構証の交付を受け、前項の区分に従い、所定の駐車場に駐車しなければならない。</p> <p>(1) 自動車で本学に通勤する者</p>

(2) 自動車で本学に通学する者

(3) 構内に居住する者

(4) 工事その他の委託業務又は物品の搬入等のため、自動車で常時構内に入構し、又は駐車する者

9 自動車で本学に用務のため入構し、及び駐車しようとする者（前項の規定により駐車証等の交付を受けた者を除く。）は、本学の進入口に設ける案内センター（以下「案内センター」という。）等において、その都度、入構証の交付を受け、用務に応じ第7項第1号、第3号又は第4号の駐車場に駐車しなければならない。

（禁止区域への進入等）

10 工事その他の委託業務又は物品の搬入等のため、自動車で進入禁止区域等に進入し、及び駐車しようとする者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

（専ら工事区域等に駐車する自動車の取扱い）

11 工事のため、自動車で本学に入構する者のうち、専ら工事区域等に駐車するものについては、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

（学内連絡バスの運行）

12 構内における交通の便を図るため、別に定めるところにより、学内連絡バスを運行するものとする。

（臨時の措置）

13 学長は、本学の運営上特に必要と認められる場合は、この要項に規定する事項について臨時の措置をとることができる。

（違反者に対する措置）

14 この要項に違反した者に対しては、次の措置をとることができるものとする。

(1) 自動車等の移動排除等

(2) 駐車証等の返還及び自動車による本学への入構及び駐車禁止

(3) その他所要の措置

15 前項第1号の自動車等の移動排除等に係る措置は、別に定めるところにより行うものとする。

（緊急自動車等）

16 緊急自動車については、この要項を適用しないものとする。

17 郵便車、路線バス、タクシー等については、第4項及び第9項の規定を適用しないものとする。

（事務）

18 この要項の実施に関する事務は、経理部管財課が行う。

（細目）

19 この要項に定めるもののほか、学内交通規制の実施に関し必要な細目は別に定める。

附 記

1 この要項は、昭和54年4月1日から実施する。

2 第4項及び第9項の規定は、附属病院に受診等のため自動車で入構する者については、当分の間、適用しないものとする。

(2) 自動車で本学に通学する者

(3) 工事その他の委託業務又は物品の搬入等のため、自動車で常時本学に入構する者（専ら工事区域等に自動車を駐車する者を除く。）

9 自動車で本学に用務のため入構しようとする者（前項の規定により駐車証又は入構証の交付を受けたものは除く。）は、本学の進入口に設ける案内センター（以下「案内センター」という。）等において、その都度、臨時入構証の交付を受け、用務に応じ第7項第1号、第3号又は第4号の駐車場に駐車しなければならない。

（禁止区域への進入等）

10 工事その他の委託業務又は物品の搬入等のため、自動車で進入禁止区域等に進入し、及び駐車しようとする者は、案内センターにおいて、その都度、特別通行証の交付を受けなければならない。

（専ら工事区域等に駐車する自動車の取扱い）

11 工事のため、自動車で本学に入構する者で、専ら、工事区域等に駐車するものについては、別に定めるところにより、工事通行証の交付を受けなければならない。

（学内連絡バスの運行）

12 本学の構内における交通の便を図るため、別に定めるところにより、学内連絡バスを運行するものとする。

（臨時の措置）

13 学長は、本学の運営上特に必要と認められた場合は、この要項に規定する事項について臨時の措置をとることができる。

（違反者に対する措置）

14 この要項に違反した者に対しては、次の措置をとることができるものとする。

(1) 自動車等（原動機付自転車を除く。）の移動排除等

(2) 駐車証等の返還及び自動車による本学への入構禁止

(3) その他所要の措置

15 前項第1号の自動車等の移動排除等の措置は、駐車違反自動車等の取扱について別に定めるところにより行うものとする。

（緊急自動車等）

16 緊急自動車については、この要項を適用しないものとする。

17 郵便車、路線バス、タクシー等については、第4項及び第9項の規定を適用しないものとする。

（事務）

18 この要項の実施に関する事務は、経理部管財課が行う。

附 記

1 この要項は、昭和54年4月1日から実施する。

2 第4項及び第9項の規定は、附属病院に受診等のため自動車で入構する者については、当分の間、適用しないものとする。

附 記

この要項は平成7年11月1日から実施する。

附 記

この要項は平成 年 月 日から実施する。

附 記

この要項は平成7年11月1日から実施する。

学生の自動車通学に係る入構規制について新旧対照表 (案)

(新)

学生の自動車通学に係る入構及び駐車について

平成 7年10月16日
(平成 年 月 日改正)

筑波大学学内交通規制実施要項(昭和54年4月1日制定)第19項の規定に基づき、学生の自動車(自動二輪車を除く。)による通学に係る筑波地区構内(学生宿舎区域を除く。以下「構内」という。)への入構及び駐車については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

1. 自動車通学禁止区域の設定並びに駐車証、臨時駐車証、臨時入構証及び特定駐車証(以下「駐車証等」という。)の交付について

(1) 原則として、学生の所属する学群・大学院研究科対応の事務区及び医療技術短期大学部対応の短期大学課(以下「対応事務区等」という。)から、半径2.5km未満の地区及び学生宿舎区域を自動車通学禁止区域とし、この区域に居住する学生が通学のため自動車で筑波地区構内へ入構し、及び駐車することを禁止する。ただし、身体に障害を有する等特別な事由がある場合はこの限りではない。

(2) 自動車通学禁止区域外に居住する者及び身体障害者については、当該学生の申請により、駐車証等を交付する。

(3) 第1号ただし書に規定する特別な事由は別表のとおりとし、同表の事由に該当する者については、当該学生の申請により、臨時駐車証又は臨時入構証を交付する。

(4) 特定日時(夜間(午後6時から翌日午前8時まで)、日曜日、土曜日及び祝日)に限り入構する学生については、当該学生の申請により、特定駐車証を交付する。

2. 駐車証等の交付申請書及び駐車証等の様式等について

(1) 駐車証等の交付申請書は別記様式第1のとおりとし、交付申請に際しては、学生証、免許証の提示並びに車検証、自家用自動車保険(任意保険)証及び居住地を証明する書類の写しの提出を求めるものとする。

(2) 駐車証等の様式については、別に定める。

3. 駐車証等の交付手続について

駐車証等の交付に関する手続は、当該学生の対応事務区等において行う。申請は、原則として、特別な事由により入構及び駐車を希望する者にとっては利用の前日までに、特定日時に限り入構及び駐車を希望する者にとっては利用の1週間前までに行うものとする。

(旧)

学生の自動車通学に係る入構規制について

平成 7年10月16日
(平成10年2月10日改正)

筑波大学学内交通規制実施要項(昭和54年4月1日制定)第3項の規定に基づき、学生の自動車(自動二輪車を除く。)による通学に係る筑波地区構内(学生宿舎区域を除く。)への入構については、平成6年度第3回交通安全対策委員会において決定された方針により、当分の間、次のとおりとする。

1. 自動車通学禁止区域の設定及び入構証等の交付等について

(1) 原則として、別表に掲げる事務区等区分に対応する地区及び学生宿舎区域を自動車通学禁止区域とし、この区域に居住する学生が通学のため自動車で筑波地区構内へ入構することを禁止する。ただし、身体障害者その他特別な事由がある場合はこの限りではない。

<その他特別な事由の該当例>(臨時入構証)

①比較的長期にわたり自動車での入構が止むを得ないと認められる事由の例(学期単位、月単位)

ア 女子学生で、実験、実習等が夜間まで及ぶため、自動車使用が止むを得ないと認められる場合
イ 大学と他の研究機関等とを頻りに行き来して研究しており、研究機関等と本学間が比較的遠距離で、かつ、交通の便が悪い場合

②臨時に自動車での入構が止むを得ないと認められる事由の例(日単位)

ア 教育・研究上又は課外活動の目的で機器、資料等を搬入するため自動車使用が止むを得ないと認められる場合
イ 授業等で野外調査等を行う際、大学から自動車で現地へ行く場合

(2) 自動車通学禁止区域外に居住する者及び身体障害者については、申請により、入構証を交付する。

上記(1)のただし書きの、その他特別な事由がある場合に該当する者については、申請により、臨時入構証を交付する。

(3) 通学に係る自動車による構内での移動を禁止する。

2. 入構証・臨時入構証交付申請書及び入構証等の様式について

入構証・臨時入構証交付申請書、入構証及び臨時入構証の様式は、別紙のとおりとし、入構証にあっては、学生の所属ごとに色分けする。

3. 入構証等の交付手続について

入構証及び臨時入構証の交付に関する手続は、当該学生の対応事務区等において行う。なお、特別な事由に該当する者については、原則として、利用の前日までに申請させるものとする。

4. 駐車証等の有効期限等について

- (1) 駐車証の有効期限は、駐車証の発行日の属する年度の3月末日までとし、臨時駐車証、臨時入構証及び特定駐車証の有効期限は、臨時駐車証等に記載された期日又は期間とする。
- (2) 駐車証等の交付を受けた者は、次の所属区分により駐車場を利用することができる。

- ① 中地区指定駐車場又は一般駐車場：第一学群、第二学群及び第三学群並びに第一事務区、第二事務区及び第三事務区の対応大学院
- ② 南地区指定駐車場又は一般駐車場：体育専門学群、芸術専門学群及び体芸事務区の対応大学院
- ③ 西地区指定駐車場又は一般駐車場：医学専門学群、医療技術短期大学部及び医学事務区の対応大学院

5. 駐車証等の返還

駐車証等の交付を受けた者が、自動車通学禁止区域に居住する等交付の事由が消滅したときは、すみやかに、駐車証等を返還しなければならない。

6. その他

- (1) 筑波大学学内交通規制実施要項等に違反した者については、駐車証等の交付を取り消す場合がある。また、駐車証等が表示されていない自動車は、違反車両として取り締まる。
- (2) 駐車場において発生した盗難、事故等については、本学は一切責任を負わない。
- (3) 通学に係る自動車による構内での移動を禁止する。

4. 入構証等の有効期限等について

- (1) 入構証の有効期限は、入構証の発行日の属する年度の翌年度の5月末日までとし、臨時入構証の有効期限は、臨時入構証に記載された期日又は期間とする。
- (2) 入構証等の交付を受けた者は、下記の所属区分により駐車場を利用することができる。ただし、臨時入構証の交付を受けた者は、必要に応じ最寄りの自由駐車場を利用することができる。

- ① 中地区自由駐車場：第一学群、第二学群及び第三学群並びに第一事務区、第二事務区及び第三事務区の対応大学院（黄色の入構証）
- ② 南地区自由駐車場：体育専門学群、芸術専門学群及び体芸事務区の対応大学院（水色の入構証）
- ③ 西地区自由駐車場：医学専門学群、医療技術短期大学部及び医学事務区の対応大学院（桃色の入構証）

5. 入構証等の返納

入構証等の交付を受けた者が、自動車通学禁止区域に居住することになった場合、その他交付の事由が消滅したときは、すみやかに、入構証等を返納しなければならない。

6. その他

- (1) 入構証又は臨時入構証が表示されていない自動車は、違反車両として取り締まる。
- (2) 構内において発生した盗難、事故等については、本学は一切責任を負わない。
- (3) 入構証又は臨時入構証の交付を受けた者であっても駐車場の確保が保証されるものではない。

別表

事務区等区分	地区名
・第一事務区、第二事務区及び第三事務区並びに体芸事務区が対応する学群・研究科	つくば市
	1 桜1から3丁目
	2 春日3から4丁目 3 天久保1から4丁目
・医療技術短期大学部及び医学事務区が対応する学群・研究科	つくば市
	1 春日1から4丁目
	2 天久保1から3丁目 3 吾妻3丁目

別表

事 由	期間等	確 認 方 法
① 実験・実習、卒業論文、修士論文、博士論文作成等又は課外活動が深夜に及ぶため、自動車による通学がやむを得ないと認められる場合	月単位	申立書(別記様式第2)
② 本学と他の研究機関等とを頻繁に行き来して研究しており、当該研究機関等と本学間が比較的遠距離で、かつ交通の便が悪いため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位	学外研修手続書類等
③ 教育・研究又は課外活動に伴い機器・資材等を搬入するため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	日単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
④ 授業等で野外調査等を行う際、大学から自動車で現地に行くため、一時的に自動車使用がやむを得ないと認められる場合	日単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
⑤ けが・病気等のために、歩行、自転車・バス等の利用が困難、又は通学前等に通院するなどのため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	週単位 月単位	医師の診断書
⑥ 同じ研究室等に身体障害者があり、自動車で送迎しているため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位 学期単位	身体障害者手帳(写し)
⑦ 夫婦共稼ぎ等で、子供を保育園等に送り、登園時間の都合上自動車に通学しなければ授業に間に合わないため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位 年単位	入園許可書等(写し)
⑧ 親が病気等の理由で、アパートと自宅から半々位の割合で通学しており、自宅へは交通の便が悪いため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位	申立書(別記様式第2)
⑨ アルバイトにより生活費を捻出しており、授業終了後直ちにアルバイト先へ自動車で行かなければ就業時間に間に合わないため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位	就業証明書 (別記様式第3)
⑩ その他特別な事情により学生の所属する各組織の長が認める場合	日単位 週単位 月単位 学期単位	申立書(別記様式第2)

別記様式第1 駐車証・臨時駐車証・臨時入構証・特定駐車証交付申請書

別記様式第2 申立書

別記様式第3 就業証明書

別紙 入構証・臨時入構証交付申請書
(略)別紙 入構証
(略)別紙 臨時入構証
(略)

学 生 用

平成 年度〔駐車証・臨時駐車証・臨時入構証・特定駐車証〕交付申請書

平成 年 月 日提出

所 属	学群 課程 (学籍番号)	学 類 研究科	ふりがな 氏 名	年次 (男・女)	
住 所	〒 _____ TEL _____				
臨時駐車証・入構証申請事由等	(特別な事由がある場合のみ記入してください) 申 請 事 由 : _____ 必 要 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日				
特定駐車証申請事由等	申 請 事 由 : _____ 特 定 日 時 : 年 月 日 ~ 年 月 日 (夜間(午後6時から翌日午前8時)・日曜日・土曜日・祝日)				
車 種 登 録 番 号	(例: トヨタ カローラ 土浦 55 あ 1234)			車 色	
[注意事項] 1. 正確に漏れのないよう記入願います。 2. 「学生の自動車通学に係る入構及び駐車について」に定める申請手続き書類を提出願います。					

————— 以下は記入しないで下さい —————

整 理 番 号		交 付 部 局 名	事 務 区
交 付 の 有 無	有 ・ 無	交 付 日	平 成 年 月 日
駐 車 場	中・南・西	特 記 事 項	

発行部局許可印欄

指導教官・顧問教官 殿

私は、別紙のとおり臨時駐車証の交付申請をしたいので、下記の申請事由について証明願います。

氏名 _____

申 立 書

所 属 _____

氏 名 _____

申 請 事 由

標記学生の臨時駐車証の申請事由に相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

指導教官・顧問教官 _____

印

就 業 証 明 書

筑波大学長 殿

1. 氏 名

2. 所 属

3. 就業期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 就業時間帯 時 分 ~ 時 分

5. その他

上記のとおり証明いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

職員等の自動車通勤に係る入構及び駐車について（案）

平成14年 月 日制定

筑波大学学内交通規制実施要項（昭和54年4月1日制定）第19項の規定に基づき、職員（非常勤職員を含む。）の自動車（自動2輪車を除く。）による通勤に係る筑波地区構内への入構については、当分の間、次のとおりとする。

1. 自動車通勤禁止対象者の設定及び駐車証、臨時駐車証、臨時入構証及び特定駐車証（以下、「駐車証等」という。）の交付について
 - (1) 自動車通勤禁止対象者は、通勤距離が片道2km未満として通勤手当が支給されない者及び交通機関（バス、電車）の利用による通勤手当を支給される者とし、通勤のため自動車で筑波地区構内へ入構することを原則として禁止する。
ただし、身体に障害を有する等特別な事由がある場合はこの限りではない。
 - (2) 自動車による通勤手当を支給される者及び身体障害者については、当該職員の申請により、駐車証を交付する。
 - (3) 別表に掲げるその他特別な事由がある場合は、当該職員の申請により、臨時駐車証又は臨時入構証を交付する。
 - (4) 特定日時〔夜間（午後6時から翌日午前8時まで）、日曜日、土曜日及び祝日〕に限り入構する者については、当該職員の申請により、特定駐車証を交付する。
2. 駐車証等の交付申請書及び駐車証等の様式について
駐車証等の交付申請書は別紙様式1のとおりとし、駐車証等の様式は別に定める。
3. 駐車証等の交付手続について
駐車証等の交付に関する手続は、当該職員の対応事務部局等において行う。
なお、原則として、特別な事由により入構又は駐車を希望する者については利用の前日までに、特定日時に限り入構を希望する者については利用の1週間前までに申請するものとする。
4. 駐車証等の有効期限等について
 - (1) 駐車証の有効期限は、駐車証の発行日の属する年度末日までとし、臨時駐車証及び特定駐車証の有効期限は、臨時駐車証及び特定駐車証に記載された期日又は期間とする。
 - (2) 駐車証等の交付を受けた者は、指定された駐車場にのみ利用することができる。
5. 駐車証等の返還
駐車証等の交付を受けた者が、転居等により自動車通勤禁止対象者に該当することとなった場合、その他交付の事由が消滅したときは、すみやかに、駐車証等を返還しなければならない。

6. その他

- (1) 構内交通規制関係規則に違反した者については、駐車証等の交付を取り消す場合がある。また、駐車証等が表示されていない自動車は、違反車両として取り締まるものとする。
- (2) 駐車場において発生した盗難、事故等については、本学は一切責任を負わない。
- (3) 通勤以外の自動車による構内での移動は禁止する。

別 表

事 由	期間等	確 認 方 法
①業務が深夜まで及ぶため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
②大学と他の研究機関等とを頻繁に行き来して研究しており、当該研究機関等と本学間が比較的遠距離で、かつ交通の便が悪いため、自動車使用が止むを得ないと認められる場合	月単位	学外研究手続書類等
③教育・研究業務に伴い機器・資材等を搬入するため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	日単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
④学外実習等で、大学から自動車を実習先に行くため、一時的に自動車使用が止むを得ないと認められる場合	日単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
⑤怪我・病気等のために、歩行、自転車・バス等の利用が困難、又は通勤前等に通院するなどのため、自動車使用が止むを得ないと認められる場合	週単位 月単位	医師の診断書
⑥夫婦共稼ぎ等で、子供を保育園等に送り、登園時間の都合上自動車通勤しなければ就業時間に間に合わないため、自動車使用が止むを得ないと認められる場合	月単位 年単位	入園許可書等(写し)
⑦親が病気等の理由で、自宅と両親宅から半々位の割合で通勤しており、両親宅へは交通の便が悪いため、自動車使用が止むを得ないと認められる場合	月単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
⑧その他特別な事情により職員の所属する各組織の長が認める場合	日単位 週単位 月単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)

別 紙 様 式 1 駐車証・臨時駐車証・特定駐車証、臨時入構証交付申請書
(略)

職 員 用

平成 年度駐車証・臨時駐車証・特定駐車証・臨時入構証交付申請書

所 属	
官 職	
ふりがな 氏 名	
連 絡 先	内線
住 所	〒
自動車登録番号	(例：土浦 55 あ 12-34)

-----以下は記入しないで下さい。-----

整理番号

許可駐車場

ロットNo.

発行部局

有効期限

平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

通勤届の確認

発行部局許可印欄

発行部局許可印欄

宿舎用駐車場における学生宿舎居住学生の自動車の駐車について（案）

（平成 年 月 日）

筑波大学学内交通規制実施要項（昭和54年4月1日制定）第19項の規定に基づき、宿舎用駐車場における学生宿舎居住学生の自動車（道路交通法第2条第9号に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。）の駐車については、当分の間、次のとおりとする。

1 駐車証の交付等について

- (1) 学生宿舎居住学生で、宿舎用駐車場への駐車を希望する者には、申請により駐車証を交付する。ただし、駐車許可台数は単身、世帯とも1台とする。

なお、申請に際しては、学生証及び免許証の提示並びに誓約書、車検証の写し及び自家用自動車保険（任意保険）証の写しの提出を求めるものとする。

- (2) 使用できる駐車場について

駐車証の交付を受けた者は、居住する学生宿舎ごとに、次の区分によりロット指定された宿舎用駐車場に駐車しなければならない。

- ① 平砂学生宿舎に居住する者 : 平砂学生宿舎指定駐車場
- ② 追越学生宿舎に居住する者 : 追越学生宿舎指定駐車場
- ③ 一の矢学生宿舎に居住する者 : 一の矢学生宿舎指定駐車場

- (3) 選考方法について

申請者数が収容駐車台数を超えた場合は、継続入居者で駐車証の交付を引き続き申請した者、新規に申請した身体障害者及び家族と同居している者を優先し、その他の学生は抽選により選考する。

- (4) 駐車場の使用上の遵守事項について

駐車証の交付を受けた者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 駐車証の交付を受けた者は、駐車証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- ② 駐車証の交付を受けた者は、その責に帰すべき事由により駐車場を損傷し、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

- ③ 駐車証の交付を受けた者は、本学が工事等駐車場の維持管理のため、一時的に駐車場の使用禁止の措置を講じた場合は、これに従わなければならない。
- ④ 上記のほか、駐車証の交付を受けた者は、駐車場の使用について大学の指示に従わなければならない。

- (5) 自動車による構内での移動禁止について

- ① 学生宿舎居住学生は、学生宿舎地区からの通学を含む学内移動のための自動車の使用は禁止する。ただし、身体障害者は、この限りでない。

- ② 上記①ただし書の、身体障害者については、「学生の自動車通学に係る入構規制について（平成7年10月16日制定）」に基づき、申請により駐車証の交付を受けることができる。交付に関する手続は、当該学生が所属する学群等の対応事務区等において行うものとし、使用の前日までに申請しなければならない。

(6) 保管場所使用承諾証明書の発行について

駐車証の交付を受けた者が、自動車の買換え等のための車庫証明に必要な保管場所使用承諾証明書の発行を希望する場合は、申請により保管場所使用承諾証明書を発行する。

ただし、4月の申請受付以降駐車場に空きがある場合で、当該学生宿舎の居住者が新たに自動車購入等により駐車場の使用を希望する場合は、申請により保管場所使用承諾証明書を発行できるものとする。

2 駐車証交付申請書等及び駐車証の様式について

駐車証交付申請書等は別紙様式のとおりとし、駐車証の様式は別に定める。

3 駐車証の交付手続について

駐車証の交付に関する手続は、各学生宿舎管理事務室において行う。

4 駐車証の有効期限について

駐車証の有効期限は、駐車証の発行日の属する年度の末日までとする。

5 駐車証の返還について

駐車証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに駐車証を返還しなければならない。

- (1) 学生宿舎を退居又は異なる地区の学生宿舎に転居したとき
- (2) 駐車証が不要又は有効期限が到来したとき

6 違反者に対する措置について

- (1) この取扱に違反した者に対しては、次の措置を取ることができるものとする。

- ① 自動車の移動排除等
- ② 駐車証の返還及び宿舎用駐車場への駐車禁止の措置
- ③ その他の所要の措置

- (2) 自動車の移動排除等の措置は「筑波大学構内駐車違反車両取扱要領（平成6年2月15日制定）」の定めるところによるものとする。

平成 年度 駐車証 交付申請書

平成 年 月 日提出

所 属	学群 課程 (学籍番号)	学 類 研究科 ()	フリガナ 氏 名	年次 (男・女)
居 住 宿 舎	平砂宿舎 追越宿舎 一の矢宿舎 号棟 号室 ☐ (該当宿舎を○で囲んで下さい) ※(平成 年度入居する居住宿舎を記入して下さい。)			
自 動 車 登 録 番 号	(例:土浦 55 あ 1234)			
車 名	(例:トヨタ カローラ)	ボディーカラー		
[注意事項] 1. 正確に漏れのないよう記入願います。 2. 免許証及び学生証を持参願います。 3. 本様式の他、車検証の写及び誓約書(別紙様式)を提出願います。				

以下は記入しないでください

整理番号		交付日	平成 年 月 日
交付の有無	有 ・ 無	特記事項	
駐 車 場	平砂 ・ 追越 ・ 一の矢		

発行部局許可印欄

--

誓 約 書

このたび学生宿舎指定駐車場の駐車証を交付されましたうえは、「宿舎用駐車場における学生宿舎居住学生の自動車の駐車について」の第1項第4号、5号及び第6項に掲げる事項を遵守するとともに、次の事項について誓約します。

1. 学内交通規則等に反する行為による、駐車証交付の取り消しに対し、異議を申し立てないこと。
2. 違反駐車によるレッカー移動等に対し、その費用の負担を含め異議を申し立てないこと。
3. 学生宿舎退去等の際、使用しなくなった車両は、法令に基づく適正な手続きにより処分し、学内等に放置しないこと。

平成 年 月 日

筑波大学長 殿

所	属		
	学群	学類	年次
	課程	研究科	年次

現住所			
平砂			
追越	学生宿舎	号棟	号室
一の矢			

学籍番号

フリガナ
氏名

保管場所使用承諾証明願

筑波大学長 殿

所 属

学群

学類

年次

課程

研究科

年次

現住所

平 砂

追 越

学生宿舎

号棟

号室

一の矢

TEL

学籍番号

フリガナ

氏 名

別紙保管場所使用承諾証明書の証明をお願いします。

なお、学生宿舎を退去した場合は、すみやかに自動車の保管場所を変更します。

申請理由	1. 買換え 2. 名義変更 3. 購入 4. その他 ()
------	---------------------------------

今後のスケジュールについて（案）

- 3月上旬：筑波大学筑波地区構内駐車場における交通整理等に関する覚書を取り交わす。
短期雇用者を雇用する。（大学経費による）
筑波大学交通安全会の設置認可及び会則を学内に周知する。
学生宿舍地区駐車場にロット指定の整備工事を行う。
- 3月中旬：教職員及び学生等への入会のお知らせについて周知する。
学内交通規制実施要項等の改正及び制定手続きを行う。
第三学群地区地区駐車場の表層工事を行う。
- 3月下旬：第三学群地区駐車場にゲートを設置する。
悪質な違反車両の移動排除の実施について学内に周知する。
教職員及び学生等への入会手続きについて説明会を行う。
駐車場ゲート化及び有料化実施に伴う看板を学内に設置する。
違反車両取締のための駐車場管理システムを完成させる。
- 4月上旬：平成14年度理事の就任依頼及び委嘱を行う。
交通安全会と第三者（業者）との間で業務委託契約を締結する。
新入生へ入会のお知らせ及び手続きを周知する。
教職員及び学生等の入会手続きを実施する。
事務員（非常勤事務員を含む。）を雇用する。
臨時に短期雇用者を雇用する。
学内交通規制実施要項等の改正及び制定について学内に周知する。
- 4月中旬：駐車証（シール）及びパスカードの発行を開始する。
- 4月下旬：第2回交通安全会理事会を開催する。
- 5月1日（水）：第三学群地区駐車場のゲート使用を開始する。
構内駐車場の有料化を開始する。

筑波大学交通安全会事務局について

1 交通安全会事務局の位置

大学構成員の利便性を考慮し、本部棟1階に交通安全会事務局の事務室を置く。

なお、事務室に必要な設備については、大学から供与されるものを使用する予定である。

2 交通安全会事務局の事務員

(1) 雇用

事務員：常勤者を1名雇用予定である。

非常勤者として、1名を雇用予定である。

短期雇用者：交通安全会初年度の入会事務手続きの混乱を避けるため、一時的に2名1か月間雇用することを予定している。

(2) 必要経費（概算）

6,520,000円（常勤事務員3,660,000円、非常勤事務員2,660,000円、
短期雇用者100,000円×2人=200,000円）

筑波大学交通安全会役員名簿

役職名	氏名	任期	選出区分	備考
学生生活担当副学長	富江 伸治	14.1.25～14.3.31	第8条	会長
第一学群長（哲学・思想学系教授）	水野 建雄	14.1.25～14.3.31	第9条第2項 第1号	理事
第二学群長（文芸・言語学系教授）	向嶋 成美	14.1.25～14.3.31		理事
第三学群長（社会工学系教授）	谷村 秀彦	14.1.25～14.3.31		理事
体育専門学群長（体育科学系教授）	高橋 健夫	14.1.25～14.3.31		理事
芸術専門学群長（芸術学系教授）	角井 博	14.1.25～14.3.31		理事
医学専門学群長（臨床医学系教授）	草刈 潤	14.1.25～14.3.31		理事
医療技術短期大学部部長	坂庭 操	14.1.25～14.3.31		理事
附属病院長	能勢 忠男	14.1.25～14.3.31		理事
総務部長	金田 正男	14.1.25～14.3.31	第9条第2項 第2号	理事
経理部長	大谷 潔	14.1.25～14.3.31		理事
学生部長	鈴木 洪一	14.1.25～14.3.31		理事
施設部長	原 正昭	14.1.25～14.3.31		理事
全学学類・専門学群代表者会議議長	諏訪 庸和	14.1.25～14.3.31	第9条第2項 第3号	理事
全学学類・専門学群代表者会議厚生委員会委員長	山崎 智	14.1.25～14.3.31		理事
学院修士課程地域研究研究科	吉村 武典	14.1.25～14.3.31		理事
大学院博士課程生物科学研究科	小田 篤	14.1.25～14.3.31		理事
医療技術短期大学部全学代表者会議議長	菊地 良介	14.1.25～14.3.31		理事
学生担当教官室長（体育科学系教授）	大西 武三	14.1.25～14.3.31	第9条第2項 第4号	理事
体育センター長（体育科学系教授）	萩原 武久	14.1.25～14.3.31	第9条第2項 第5号	理事
企画調査室長（心理学系教授）	岩崎 庸男	14.1.25～14.3.31	第9条第2項 第6号	理事
物質工学系教授	大嶋 建一	14.1.25～14.3.31	第9条第2項 第7号	理事
第三学群社会工学類長（社会工学系教授）	石田 東生	14.1.25～14.3.31	第9条第2項 第8号	理事

筑波大学交通安全会設立発起人会議事録

- 1 日 時 平成14年1月25日(金) 17時～18時
- 2 場 所 本部管理棟5階大会議室
- 3 出席者 富江、水野、向嶋、谷村、高橋、角井、金田、大谷、鈴木、諏訪、山崎、吉村、小田、萩原、大嶋、石田
(委任出席者) 草刈、坂庭、能勢、原、菊地、大西、岩崎
- 4 列席者 (総務部) 伊豆島、岡田、田島、飯村 (経理部) 金澤、神矢
(学生部) 安田、望月、岡部 (施設部) 大毛
- 5 配付資料
 - (1) 筑波大学交通安全会(仮称)設立発起人名簿 資料1
 - (2) 筑波大学交通安全会(仮称)設立の趣旨について(案) 資料2
 - (3) 筑波大学交通安全会(仮称)会則(案) 資料3
 - (4) 筑波大学交通安全会の設立について(申請)(案) 資料4
 - (5) 筑波大学交通安全会(仮称)役員名簿(案) 資料5
 - (6) 今後のスケジュールについて(案) 資料6

6 議 事

議事に先立ち、発起人代表より本日議長を務めさせていただき旨発言があり、了承された。

引き続き、資料1に基づき、発起人の自己紹介があった。

なお、議長より、本日欠席の発起人からは、本職へ本日の議案の議決が委任されている旨説明があった。

1号議案：筑波大学交通安全会(仮称)設立の趣旨について

議長より、資料2に基づき、筑波大学交通安全会(仮称)設立の趣旨(案)について説明があり、異議なく承認された。

2号議案：筑波大学交通安全会(仮称)会則について

事務局より、資料3に基づき、筑波大学交通安全会(仮称)会則(案)について説明があり、異議なく承認された。

3号議案：筑波大学交通安全会(仮称)設立の申請について

事務局より、資料4に基づき、筑波大学交通安全会の設立について(申請)(案)について説明があった。

これに対し、参考資料(1)に関し石田発起人より以下のとおり提案があり、訂正の上、原案どおり申請することが承認された。

- ・第5条で、「乙は、駐車場に設置したゲート等」を「乙は、駐車場に設置されたゲート等」に変更すること。
- ・第10条に関して、乙からも入出車整理業務の変更について申し出ることができる旨規定すること。

なお、議長より、本件については今月中に学長に対して申請する旨説明があった。

4号議案：筑波大学交通安全会（仮称）設立後の役員就任について

議長より、本会の発起人が、交通安全会設立後に同会則第9条に規定する役員の理事へ附則第2項を適用し、就任願うこととしたい旨提案があり、異議なく承認された。

なお、交通安全会設立認可後に、理事の委嘱状を送付する旨説明があった。

5号議案：今後のスケジュールについて

事務局より、資料6に基づき、今後のスケジュール（案）について説明があり、承認された。

なお、議長より、本来ならば任意団体設立のための総会を開催しなければならないが、評議会や医療技術短期大学部教授会その他関係委員会等において、既に審議了承を得ていること、各組織を通じて各教員にも広く周知されていること、広報誌（Students及び速報つくば、筑波大学新聞）や全学説明会等により既に周知していること、発起人を各組織の長又は代表者としていることから、総会を開催することなく任意団体を設立することとしたい旨説明があり、承認された。

また、議長より、第1回理事会が開催されるまでの間、審議する案件が生じた場合には、発起人代表である本職に一任願いたい旨提案があり、その結果については第1回理事会において報告することとなり、異議なく承認された。

その他、議長より、初年度の交通安全会の事務経費については、これを賄う財源がないため、学生を除く役員から拠出をお願いしたい旨の提案があり、承認された。

以上により本日の議事を終了し、閉会した。